

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 6 号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和 31 年岩手県人事委員会規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(徴税手当)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 条例第 3 条第 2 項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる職員については、勤務 1 月につき給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額とする。ただし、その額が次に掲げる額を超えるときは、当該額とする。</p> <p>ア <u>税務部長、室長又は首席特別税務調査員</u>である職員 16,500 円</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ <u>県民センター所長</u>である職員 5,000 円</p> <p>エ <u>ア、イ及びウ</u>に掲げる職員以外の行政職給料表の職務の級（以下「職務の級」という。）2 級以上である職員 18,500 円</p> <p>オ [略]</p> <p>カ 職務の級 1 級である職員のうち <u>オ</u>に掲げる職員以外の職員 12,700 円</p> <p>(2) [略]</p> <p>(と畜検査等手当の額)</p> <p>第 5 条の 2 条例第 4 条の 2 第 2 項に規定する手当の額は、勤務 1 月につき給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、保健所に勤務すると畜検査員又は食鳥検査員については、検査の作業に従事した日数が、その月において勤務すべき日数の 3 分の 2 に満たないときは、その作業に従事した日数に応じ日割により算出した額に相当する額とする。</p> <p>(1) 食肉衛生検査所の所長であると畜検査員又は食鳥検査員 100 分の 2</p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外のと畜検査員又は食鳥検査員 100 分の 8</p> <p>(放射線取扱手当の額)</p> <p>第 6 条 条例第 5 条第 2 項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 項第 1 号の作業</p> <p>ア <u>都南の園に勤務する職員</u> 勤務 1 月につき給料月額に 100 分の 12 を乗じて得た額</p> <p>イ <u>ア</u>に掲げる職員以外の職員 作業 1 日につき 1,900 円</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(徴税手当)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 条例第 3 条第 2 項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる職員については、勤務 1 月につき給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額とする。ただし、その額が次に掲げる額を超えるときは、当該額とする。</p> <p>ア 首席特別税務調査員である職員 16,500 円</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ <u>ア及びイ</u>に掲げる職員以外の行政職給料表の職務の級（以下「職務の級」という。）2 級以上である職員 18,500 円</p> <p>エ [略]</p> <p>オ 職務の級 1 級である職員のうち <u>エ</u>に掲げる職員以外の職員 12,700 円</p> <p>(2) [略]</p> <p>(と畜検査手当の額)</p> <p>第 5 条の 2 条例第 4 条の 2 第 2 項に規定する手当の額は、勤務 1 月につき給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、保健所に勤務すると畜検査員については、検査の作業に従事した日数が、その月において勤務すべき日数の 3 分の 2 に満たないときは、その作業に従事した日数に応じ日割により算出した額に相当する額とする。</p> <p>(1) 食肉衛生検査所の所長であると畜検査員 100 分の 2</p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外のと畜検査員 100 分の 8</p> <p>(放射線取扱手当の額)</p> <p>第 6 条 条例第 5 条第 2 項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 項第 1 号の作業 作業 1 日につき 1,900 円</p> <p>(2) [略]</p>

第11条から第11条の3まで 削除

(夜間看護手当の額)

第11条の4 条例第9条の4第2項に規定する手当の額

は、勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) その勤務に含まれる深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下この条及び第15条において同じ。)における勤務時間が4時間以上である場合

3,300円

(2) その勤務に含まれる深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合

2,900円

(3) その勤務に含まれる深夜における勤務時間が2時間未満である場合

2,000円

(教育業務連絡指導手当)

第26条の4 条例第19条の4第1項に規定する「人事委員会が定めるもの」及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている「人事委員会が定めるもの」とは、岩手県立高等学校の管理運営に関する規則(昭和32年岩手県教育委員会規則第3号)、岩手県立盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則(昭和32年岩手県教育委員会規則第4号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条第1項の規定に基づき定められた市町村立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の規定により置かれる主任等で次の表に掲げるものとする。

学 校		[略]
[略]		
盲学校、聾学校及び養護学校	小学部	
	中学部	
	高等部	
[略]		

2 [略]

第11条から第11条の4まで 削除

(教育業務連絡指導手当)

第26条の4 条例第19条の4第1項に規定する「人事委員会が定めるもの」及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている「人事委員会が定めるもの」とは、岩手県立高等学校の管理運営に関する規則(昭和32年岩手県教育委員会規則第3号)、岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則(昭和32年岩手県教育委員会規則第4号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条第1項の規定に基づき定められた市町村立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の規定により置かれる主任等で次の表に掲げるものとする。

学 校		[略]
[略]		
特別支援学校	小学部	
	中学部	
	高等部	
[略]		

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。